

令和2年5月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和2年5月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和2年5月29日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第12号 令和2年6月議会定例会の議案について</p> <p>(1) 令和2年度新潟市一般会計補正予算について…………… 1</p> <p>(2) 新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部改正について…………… 2</p> <p>(3) 新潟市公民館条例の一部改正について…………… 1 3</p> <p>(4) 新潟市奨学金条例等の一部改正について…………… 2 0</p> <p>(5) 新潟市教育長等の給与の特例に関する条例の制定について…………… 2 6</p> <p>(6) 新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例の制定について…………… 2 8</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年5月議会臨時会の議案について…………… 1 ・ 障がい者活躍推進計画について…………… 3 ・ 令和3年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）…………… 1 3 ・ 平成31年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要について…………… 1 6 ・ 新潟市教科用図書審議委員の委嘱について…………… 当日配布 <p>第4 次回日程</p> <p>6月定例会 令和 2年 6月26日（金）午後3時30分</p> <p>7月定例会 令和 2年 7月28日（火）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

議案第12号

令和2年6月議会定例会の議案について

令和2年6月議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

令和2年5月29日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

(1) 令和2年度新潟市一般会計補正予算について

【保健給食課】

1 新型コロナ緊急対策事業

(1) 事業概要

一斉臨時休業措置に伴い、令和2年3月分給食食材のキャンセル等によって生じた違約金等（損失等）について、食材業者等に対し補償を行うもの。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部	36,000千円
新型コロナ緊急対策事業	

歳入の部	36,000千円
学校臨時休業対策費補助金	27,000千円
地方創生臨時交付金	9,000千円

【教育総務課】

2 教育長の給与及び一般職の管理職手当

(1) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の発生は、国内景気の急速な悪化など、地域経済に極めて深刻な影響を与えており、民間賃金においてもベース改定の見送りや定期昇給の抑制、一時金の削減などの動きにつながる事が予想される。

職員が一丸となって、その対策に取り組む姿勢を示すとともに、今度想定される当該感染症にかかる対策費用の一部に充てることを目的として、教育長の給与及び一般職の管理職手当を減額するもの。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部	△25,658千円
教育長の給与	△408千円
一般職の管理職手当	△25,250千円
事務局分	△4,269千円
学校分	△20,981千円

(2) 新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部改正について

1 提案理由

本施設は、第1種住居地域に位置しており3,000㎡以上の事務所等は建築できないこととなっている。そこで、これまでは下記のとおり階層別に用途を分けることで、事務所等となる用途面積を制限内に収めるとともに、管理運営を容易にしてきた。

一方で、施設のうち用途上学校扱いとなる部分は、利用対象者が青少年とその引率者等に限定されていることから、青少年健全育成に資する内容であっても成人のみでは利用ができないほか、宿泊利用のない日の夜間区分（17：30～21：30）や、学校・青少年団体の課外活動が少なくなる冬の貸館利用がなかなか進まないなどの課題がある。

また、地域住民から青少年対象施設を成人のみで利用したいとの意見もあることから、法の制限である3,000㎡を超えない範囲で、音楽室・調理室・多目的スペース・談話室を事務所等の用途に変更し、青少年利用がない場合は成人のみでも利用できるよう所定の改正を行う。

2 提案内容

青少年対象施設である音楽室、調理室、談話室、多目的スペースを、青少年やその引率者等以外が利用できるように変更し、それに伴う使用料を設定する。

3 施行期日

令和3年4月1日（次期指定管理者指定開始日）

なお、準備行為として、条例施行前であっても、利用申請や許可等については改正後の規定の例により行うことができるものとする。

4 その他

本改正にかかる施設については、青少年の利用を優先させるため、新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則を改正し、成人のみでの利用申請受付期間に関する規定を別途設ける予定である。

〈参考〉

現行					法の制限
利用対象者	対象施設	施設の用途	用途上の取り扱い	面積 (㎡)	
青少年 ・一般	校舎棟 1・2階 体育館棟 2階	研修所 (成人) ・工房・集会所	事務所等	2019.9	<3,000 ㎡
		飲食店	飲食店	265.0	<500 ㎡
青少年のみ	校舎棟 3・4階 体育館棟 1階	研修所 (児童)	学校	3873.2	
		研修所 (児童・寄宿舍)			

↓

変更案					法の制限
利用対象者	対象施設	施設の用途	用途上の取り扱い	面積 (㎡)	
青少年 ・一般	校舎棟 1・2階 校舎棟 3・4階 <u>音楽室・ 調理室・談話室・多目的 スペース</u> 体育館棟 2階	研修所 (成人) ・工房・集会所	事務所等	2951.2	<3,000 ㎡
		飲食店	飲食店	311.9	<500 ㎡
青少年のみ	校舎棟 3・4階 研修室 ・指導員室 体育館棟 1階	研修所 (児童)	学校	2937.0	
		研修所 (児童・寄宿舍)			

議案第 号

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部改正について

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部を改正する条例

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例（平成29年新潟市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、第13号の前に次の2号を加える。

(11) 研修室

(12) 指導員室

第7条第2項中「第3条第7号」を「第3条第11号」に改める。

別表のうち1の表に次のように加える。

音楽室	1回につき	午前	2,000
		午後	2,600
		夜間	2,600
調理室	1回につき	午前	1,600
		午後	2,100
		夜間	2,100
談話室1	1回につき	午前	1,200
談話室2		午後	1,600
		夜間	1,600

多目的スペース 1	1 回につき	午前	1, 500
多目的スペース 2		午後	2, 000
		夜間	2, 000

別表のうち 2 の表研修室の項及び指導員室の項を削り，同表中

「

多目的スペース 1	1 回につき	午前	800
多目的スペース 2		午後	1, 100
		夜間	1, 100

」

を

「

多目的スペース 1	1 回につき	午前	800
多目的スペース 2		午後	1, 100
		夜間	1, 100
研修室	1 人につき	1 日	1, 000
指導員室	1 人につき	1 日	1, 000

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後に改正後の第 7 条第 2 項各号に掲げるもの以外のものに係る音楽室，調理室，談話室及び多目的スペースの次に掲げる行為については，この条例の

施行前においても、改正後の新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の規定の例により行うことができる。

- (1) 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し
- (2) 利用者が行う利用の取止めの申出
- (3) 市長が行う使用料の徴収及び還付
- (4) 指定管理者が行う使用料の納付期日の決定及び免除
- (5) 前各号に関し必要な手続
- (6) 前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例(平成29年条例第24号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考																								
<p>(施設)</p> <p>第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(7) 音楽室</u></p> <p><u>(8) 調理室</u></p> <p><u>(9) 談話室</u></p> <p><u>(10) 多目的スペース</u></p> <p><u>(11) 研修室</u></p> <p><u>(12) 指導員室</u></p> <p>(13) ～ (17) (略)</p> <p>(研修室等の利用)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>第3条第11号</u>から第14号までに掲げる施設を利用することができるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第11条関係)</p> <p>1 第7条第2項各号に該当するもの以外のものが利用する場合</p> <table border="1" data-bbox="237 1275 992 1431"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料の額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工房・ギャラリー</td> <td>1回につき</td> <td>午前</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	単位	区分	使用料の額(円)	(略)				工房・ギャラリー	1回につき	午前	2,000	<p>(施設)</p> <p>第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 研修室</u></p> <p><u>(8) 指導員室</u></p> <p><u>(9) 音楽室</u></p> <p><u>(10) 調理室</u></p> <p><u>(11) 談話室</u></p> <p><u>(12) 多目的スペース</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(13) ～ (17) (略)</p> <p>(研修室等の利用)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>第3条第7号</u>から第14号までに掲げる施設を利用することができるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第11条関係)</p> <p>1 第7条第2項各号に該当するもの以外のものが利用する場合</p> <table border="1" data-bbox="1093 1275 1848 1431"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料の額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工房・ギャラリー・</td> <td>1回につき</td> <td>午前</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	単位	区分	使用料の額(円)	(略)				工房・ギャラリー・	1回につき	午前	2,000	<p>施設の機能別に並べ替え</p> <p>一部施設の利用対象者制限を解除</p>
施設名	単位	区分	使用料の額(円)																							
(略)																										
工房・ギャラリー	1回につき	午前	2,000																							
施設名	単位	区分	使用料の額(円)																							
(略)																										
工房・ギャラリー・	1回につき	午前	2,000																							

ー・休憩室 1 工房・ギャラリー ー・休憩室 2		午後	2,700
		夜間	2,700
		1日	10,100
音楽室	1回につき	午前	2,000
		午後	2,600
		夜間	2,600
調理室	1回につき	午前	1,600
		午後	2,100
		夜間	2,100
談話室 1 談話室 2	1回につき	午前	1,200
		午後	1,600
		夜間	1,600
多目的スペース 1 多目的スペース 2	1回につき	午前	1,500
		午後	2,000
		夜間	2,000

2 第7条第2項各号に該当するものが利用する場合

施設名	単位	区分	使用料の額(円)
(略)			
(削除)			
(削除)			
音楽室	1回につき	午前	600
		午後	800
		夜間	800
調理室	1回につき	午前	600

休憩室 1		午後	2,700
工房・ギャラリー・ 休憩室 2		夜間	2,700
		1日	10,100

2 第7条第2項各号に該当するものが利用する場合

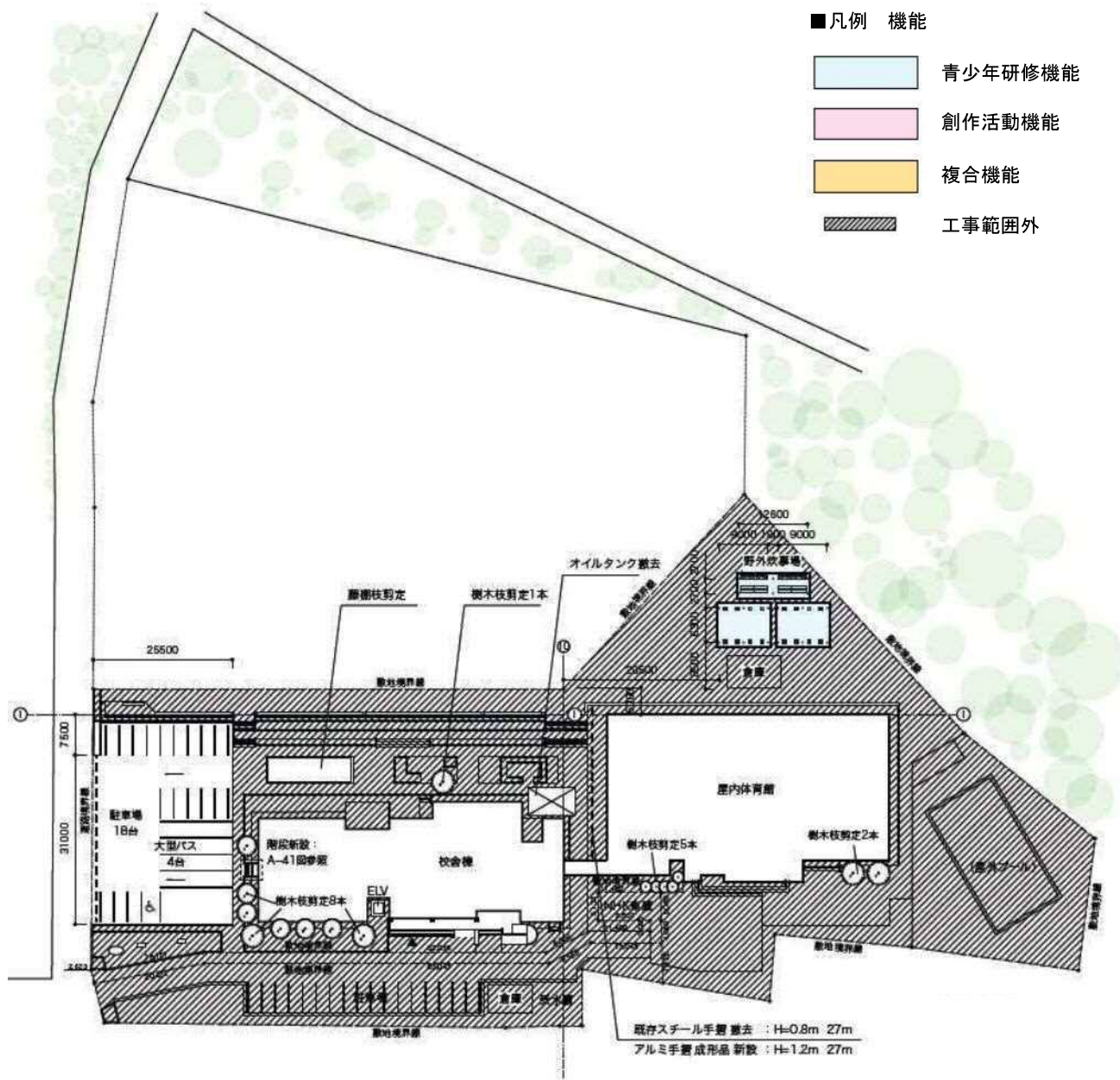
施設名	単位	区分	使用料の額(円)
(略)			
研修室	1人につき	1日	1,000
指導員室	1人につき	1日	1,000
音楽室	1回につき	午前	600
		午後	800
		夜間	800
調理室	1回につき	午前	600

追加

第3条の改正に合わせて順序を入れ替

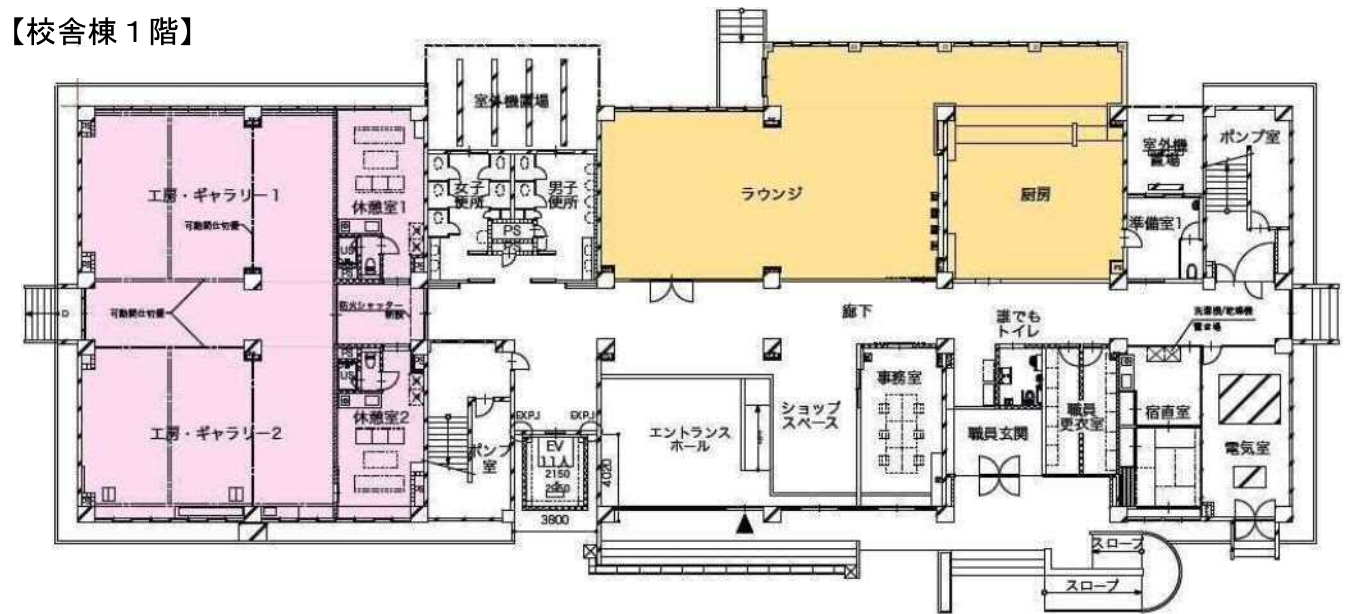
		午後	800						
		夜間	800						
談話室 1	1回につき	午前	400	談話室 1	1回につき	午後	800	え	
談話室 2		午後	600	談話室 2		午前	400		
		夜間	600			午後	600		
<u>多目的スペース 1</u>	1回につき	<u>午前</u>	<u>800</u>	<u>多目的スペース 1</u>	1回につき	<u>午前</u>	<u>800</u>		
<u>多目的スペース 2</u>		午後	1,100	<u>多目的スペース 2</u>		午後	1,100		
		夜間	1,100			夜間	1,100		
<u>研修室</u>	<u>1人につき</u>	<u>1日</u>	<u>1,000</u>	(追加)					
<u>指導員室</u>	<u>1人につき</u>	<u>1日</u>	<u>1,000</u>	(追加)					
(略)				(略)					

【外構図】



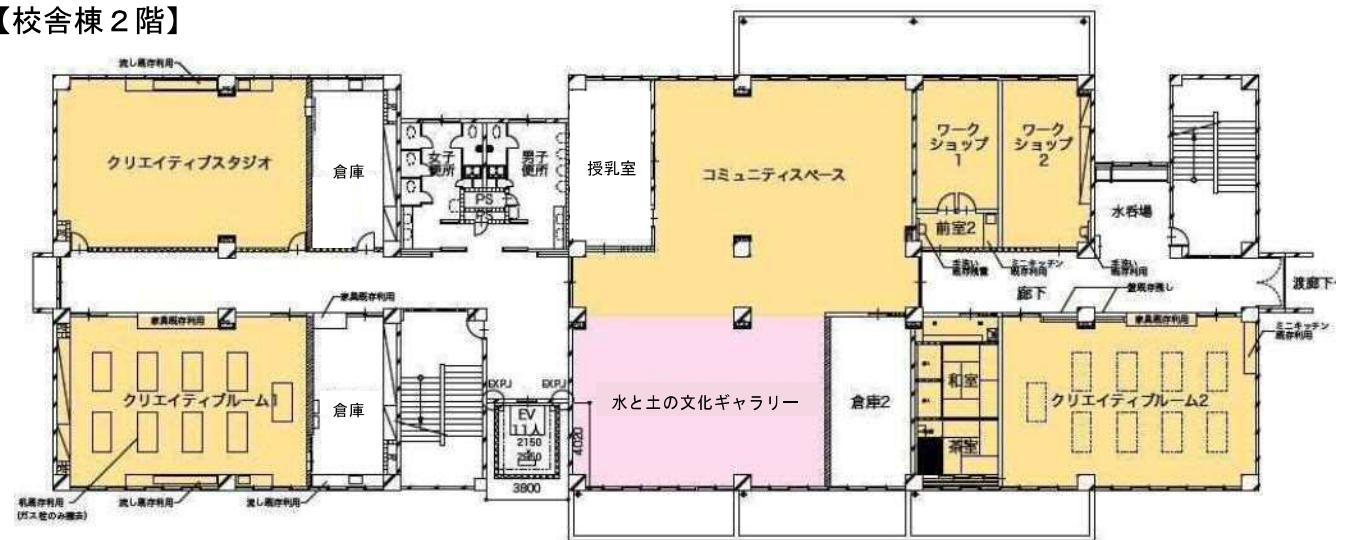
施設名	概要
野外炊事場	釜場 16 台、洗い場・作業台、飲食スペース
駐車場	既存の駐車場（約 20 台分）に加え、大型バス 4 台分及び普通乗用車 18 台分整備

【校舎棟 1 階】



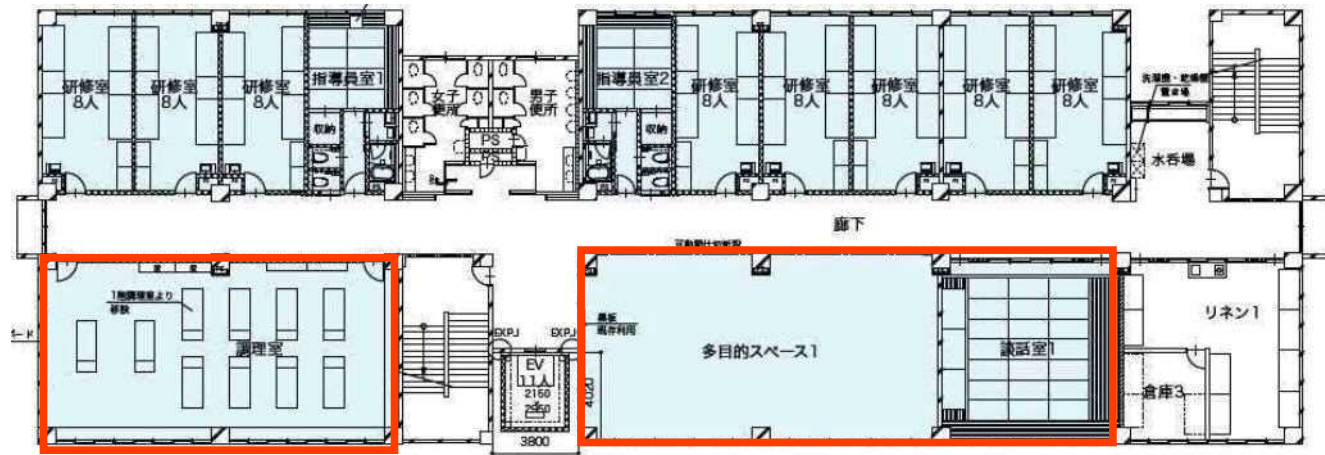
施設名	概要
工房・ギャラリー・休憩室 1・2	滞在アーティストの制作・展示スペース。可動式間仕切りにより空間を仕切ることが可能。併設する休憩室には、ベッド、ミニキッチン、トイレ、シャワールームを備える。
ラウンジ	青少年が研修する際の大食堂、滞在アーティストとスタッフとのミーティング、来訪者との交流スペースなどを想定。地域開放する。
厨房	主に青少年が研修する際の食事（ケータリング）を温めるため使用。

【校舎棟 2 階】



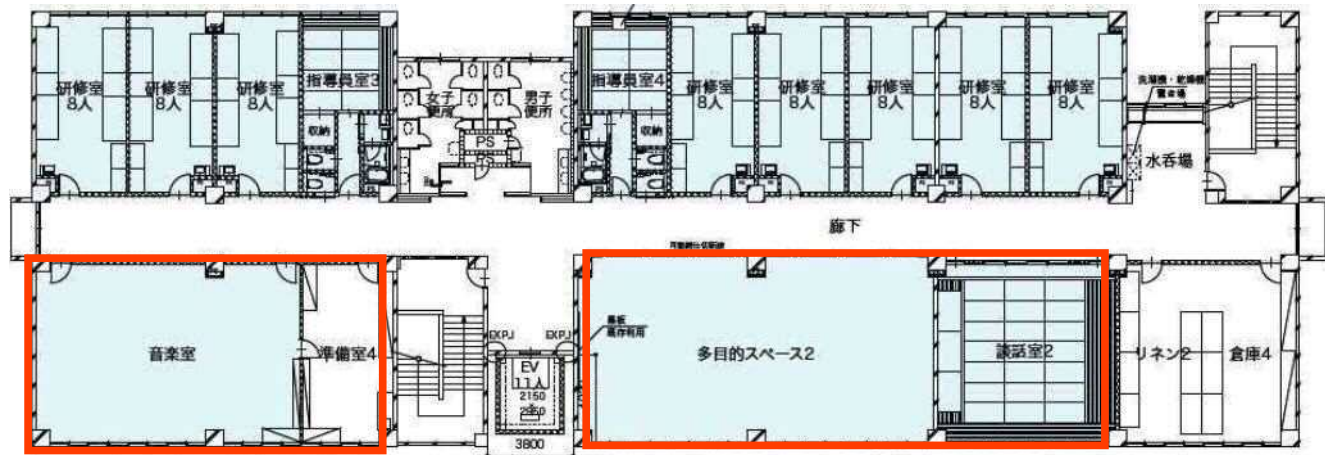
施設名	概要
クリエイティブスタジオ	音楽や映像等を用いた創造活動やセミナー等、多目的なスタジオスペース
クリエイティブルーム	図画など絵具、インク等を用いる造作活動の利用に適する。木工や金工等の創作活動の利用を想定（作業台を設置）
コミュニティスペース	地域及び施設利用者の交流の場、憩いの場とする。地域開放する。
水と土の文化ギャラリー	水と土の芸術祭の作品展示や活動紹介などを行うスペース。
ワークショップルーム	ワークショップやレクチャーなどを行うスペース
和室・茶室	茶道等日本文化を学べる和室スペース。主に国際青少年センターでの国際交流プログラムでの利用を想定

【校舎棟 3階】



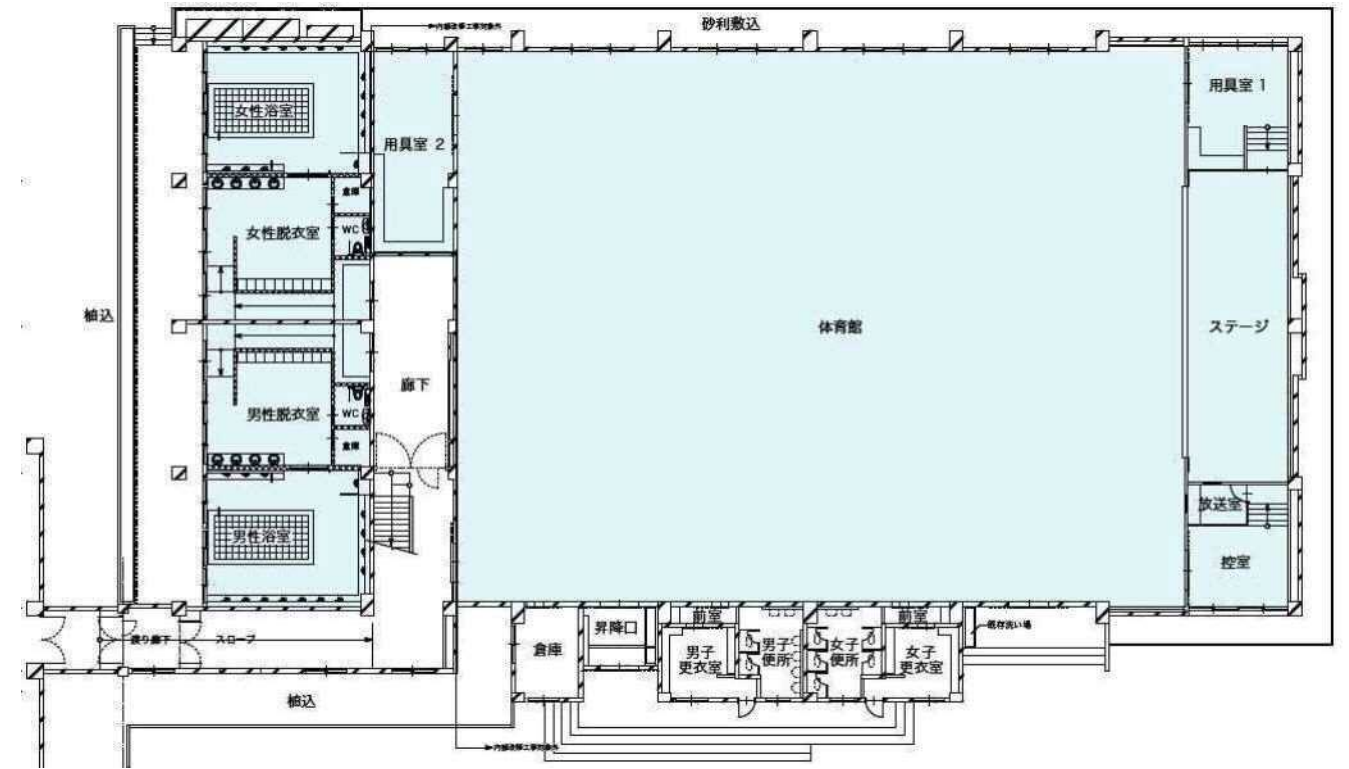
…青少年研修機能施設(学校扱いの用途)から
複合機能施設(事務所等扱いの用途)に変更

【校舎棟 4階】

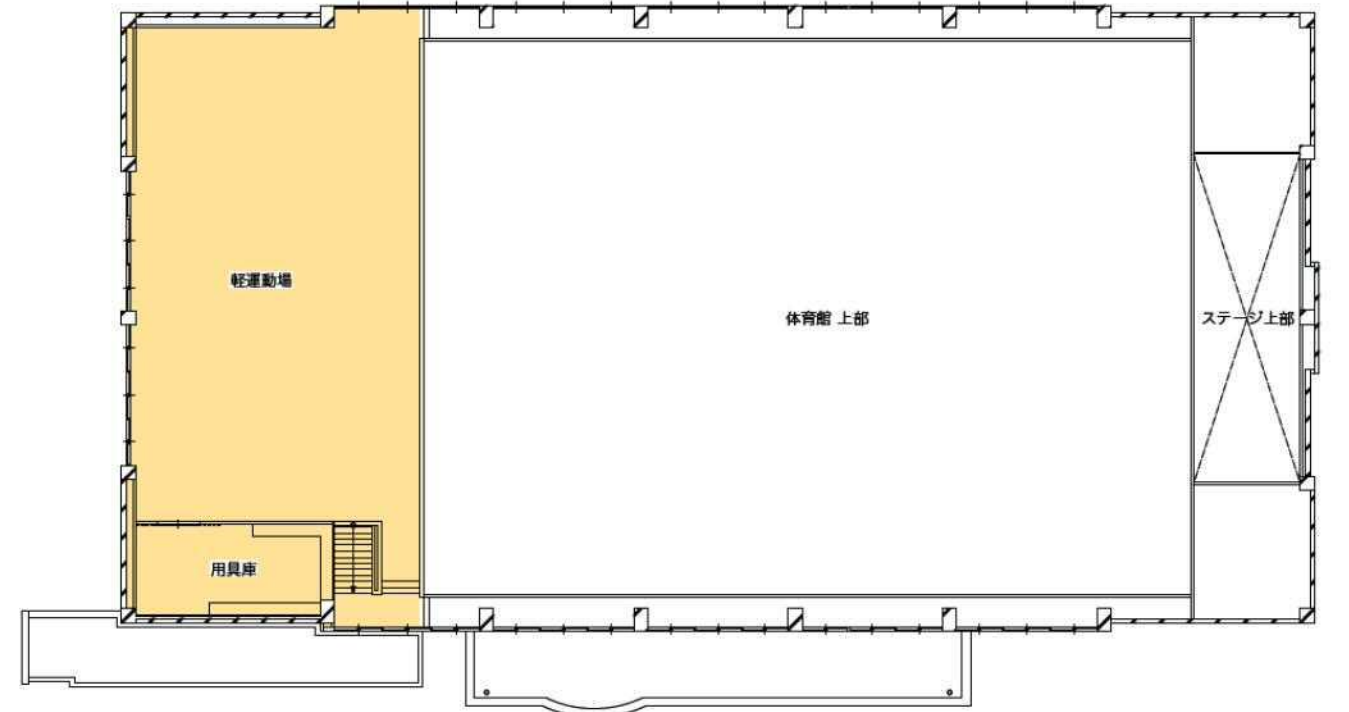


施設名	概要
研修室	青少年の研修室。2段ベッド×4台×8室×2階=128床
指導員室	青少年の指導員室。1部屋8畳。
多目的スペース	集会場所等スペース(朝の会や班長会議、その他活動)
談話室	21畳和室。余暇時間等で過ごせるスペース。
調理室(3階)	青少年の研修や自主事業等開催(料理教室、悪天候の場合の屋内で調理)
音楽室(4階)	青少年の研修や自主事業等開催(ダンス教室、吹奏楽部合宿等)

【体育館棟 1階】



【体育館棟 2階】



施設名	概要
体育館	青少年を対象とした運動場及び研修場としての利用を想定
軽運動場	体育館中2階にあり、軽運動場としての利用を想定
浴室・脱衣所	研修室利用者用の浴室

(3) 新潟市公民館条例の一部改正について

1 提案理由

潟東ゆう学館は、浴室や機能訓練室を備えた「福祉棟」と、市民会館、図書館及び公民館で構成する「学び棟」からなる複合施設。

施設の所管は西蒲区地域総務課だが、施設内で勤務する潟東地区公民館職員が区の併任を受け、公民館業務だけでなく、入浴施設も含めた施設全体の管理を行っている。

浴室の衛生管理や利用者の入浴中の事故対応など、専門的な知識を持たない一般職員が、公民館業務の傍ら入浴施設の管理を行っていることから、この度、施設を所管する西蒲区地域総務課と協議を行い、施設を適正かつ効率的に管理運営していくために、指定管理者制度を導入することとした。

今回、西蒲区地域総務課は、建物全体の維持管理及び入浴施設の運営を指定管理者に委任することを目的に「新潟市潟東ゆう学館条例」の一部改正を、中央公民館は公民館業務のうち、窓口業務を指定管理者に委任することを目的に、「新潟市公民館条例」の一部改正を行う。

<指定管理者制度導入の範囲と条例改正>

区分	内容	指定管理者 制度の導入	条例改正（条例名称）
福祉棟	福祉棟の運営	○	あり（ゆう学館条例）
学び棟	公民館の運営（利用受付）※1	○	あり（公民館条例）
	公民館の運営（利用受付以外）	—	—
	図書館の運営	—	—
	市民会館の運営	機能廃止	あり（ゆう学館条例）※2
共通	施設の管理	○	あり（ゆう学館条例）

※1 利用受付の内容は、申請書類の受付・鍵の受け渡し・使用料の徴収など。

※2 ゆう学館条例では、指定管理制度導入のほか、市民会館機能廃止の改正を行う。

2 提案内容

指定管理者制度に関する規定の条文（第11条から第15条）を加え、現行の第11条を第16条に繰り下げる。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第 号

新潟市公民館条例の一部改正について

新潟市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市公民館条例の一部を改正する条例

新潟市公民館条例（昭和34年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第11条 教育委員会は、公民館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に潟東地区公民館の管理を行わせる。

（指定管理者の指定の手續）

第12条 潟東地区公民館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、潟東地区公民館の指定管理者として指定するものとする。

（1） 潟東地区公民館の平等利用が確保されること。

（2） 潟東地区公民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして教育委員会があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出させた事業

計画書その他教育委員会規則で定める書類を審査し、被選考者が潟東地区公民館の設置目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 潟東地区公民館の施設の利用に関する業務（利用許可業務を除く。）
- (2) 潟東地区公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他潟東地区公民館の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第14条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第15条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防

止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 潟東地区公民館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市公民館条例の規定の例により行うことができる。

新潟市公民館条例(昭和34年条例第44号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第11条 教育委員会は、公民館の設置の目的を効果的に達成するため、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）</u>に潟東地区公民館の管理を行わせる。</p> <p><u>（指定管理者の指定の手続）</u></p> <p>第12条 潟東地区公民館の指定管理者の指定を受けようとするものは、<u>事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、潟東地区公民館の指定管理者として指定するものとする。</u></p> <p><u>（1） 潟東地区公民館の平等利用が確保されること。</u></p> <p><u>（2） 潟東地区公民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>（3） 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして教育委員会があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出させた事業計画書その他教育委員会規</u></p>		<p>備考</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>

<p><u>則で定める書類を審査し、被選考者が潟東地区公民館の設置目的を効果的に達成することができる」と認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務の範囲)</u></p>		
<p><u>第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 潟東地区公民館の施設の利用に関する業務（利用許可業務を除く。）</u></p> <p><u>(2) 潟東地区公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) その他潟東地区公民館の管理上、教育委員会が必要と認める業務</u></p> <p><u>(秘密を守る義務)</u></p>		(追加)
<p><u>第14条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>(個人情報の取扱い)</u></p>		(追加)
<p><u>第15条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>(教育委員会への委任)</u></p>		(追加)
<p><u>第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</u></p>	<p><u>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</u></p>	<p>条の移動</p>

1. 現状

● 設置目的

市民が集い、学び、憩う拠点として、健康福祉の増進と生涯学習の振興を図ることを目的に、浴室や機能訓練室などを備えた「福祉棟」と市民会館・図書館・公民館で構成する「学び棟」からなる複合施設

● 施設概要

- ・所在地：新潟市西蒲区三方 10
- ・構造規模：RC 造 2 階建・延床面積 1893.88 m²・敷地面積：5895.96 m²
- ・開館時間：入浴施設 9:00～19:00
 介護予防 9:00～17:00
 公民館・市民会館 9:00～21:30
 図書館 10:00～19:00（土日は 17:00）
- ・休館日：月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）のほか図書館は別途規定

● 施設構成

棟	施設	機能	施設運営	施設管理
福祉棟	大広間	健康福祉増進	西蒲区地域総務課	西蒲区地域総務課
	浴室			
	和室（松・竹）			
	機能訓練室			
	デイホーム			
	相談室			
学び棟	視聴覚室兼会議室	公民館	教育委員会（潟東地区公民館）	西蒲区地域総務課
	研修室 1・2			
	和室研修室	市民会館	西蒲区地域総務課（市民会館）	
	図書館	図書館	教育委員会（潟東図書館）	
共用	事務室・受付	共用部分	教育委員会・西蒲区地域総務課	
	玄関ホール・ラウンジ			

● 使用料

区分	施設	午前	午後	夜間	市外者
福祉棟	浴室	60歳未満 1回 300円			1回 500円
		60歳以上 1回 100円（別に定期券あり）			
	和室（松・竹）	1室 1,500円			1室 2,500円
	機能訓練室	3,500円	3,500円		
	デイホーム	3,500円	3,500円		
学び棟	公民館利用	視聴覚室兼会議室	1,100円	1,100円	1,100円
		研修室 1・2	1室 300円	1室 300円	1室 300円
		和室研修室	300円	300円	300円
	市民会館利用	視聴覚室兼会議室	3,500円	3,500円	5,000円
		研修室 1・2	1室 1,000円	1室 1,000円	1室 1,500円
		和室研修室	1,000円	1,000円	1,500円

2. 指定管理者制度の導入～管理運営の一部を指定管理化～

● 管理運営体制案

- ・指定管理者：福祉棟、公民館利用受付、共用部分の運営と施設管理を行う。
- ・教育委員会：公民館（利用受付以外）と図書館の運営を引き続き行う。
- ・その他：潟東地域コミュニティセンターと機能重複のため、学び棟の市民会館機能（貸館機能）を廃止する。



● 制度導入に伴う変更事項

項目	変更箇所	現状	変更後	根拠条例	改正	
施設運営	福祉棟	健康福祉増進施設	西蒲区地域総務課	指定管理者	ゆう学館条例	あり
	学び棟	公民館(利用受付)※	教育委員会	教育委員会	公民館条例	なし
		公民館(利用受付以外)				
		図書館(受付含)				
市民会館	西蒲区地域総務課	(廃止)	ゆう学館条例	あり		
共用	玄関ホール・ラウンジ	西蒲区地域総務課 教育委員会で共用	指定管理者	—	—	
	受付					
	事務室(指定管理者)					
	事務室(教育委員会)					
施設管理	共通	施設全体の管理	西蒲区地域総務課	指定管理者	ゆう学館条例	あり
開館時間	学び棟	市民会館	9:00～21:30	(廃止)	ゆう学館条例	あり
使用料	学び棟	市民会館	使用料あり	(廃止)	ゆう学館条例	あり

● スケジュール

- 令和 2 年 6 月 議会（条例改正案上程）
- 7 月 第 1 回評価会議（公募内容等）
- 8 月 募集開始（広報、現地説明会、質疑応答）
- 9 月 応募〆切
- 10 月 第 2 回評価会議（業者選定）
- 12 月 議会（指定議決上程）
- 令和 3 年 4 月 協定締結、指定管理者による管理運営開始

※利用受付の内容
 ・申請書類の受付
 ・鍵の受け渡し
 ・使用料の徴収 など

(4) 新潟市奨学金条例，新潟市社会人奨学金条例及び新潟市入学準備金貸付条例の
一部改正について

1 提案理由

日本学生支援機構は令和2年4月1日から遅延損害金の割合を年5パーセントから年3パーセントに引き下げることとした。

新潟市奨学金制度等は同機構の奨学金制度を参考として制度設計し，遅延損害金の割合についても同機構に合わせてきたことから，新潟市奨学金条例等の遅延損害金の割合を年5パーセントから年3パーセントに引き下げ改める。

2 提案内容

遅延損害金の割合を「年5パーセント」から「年3パーセント」に改め，令和2年4月1日以後の期間の遅延損害金に適用する。

3 施行期日

公布の日（令和2年4月1日から適用）

議案第 号

新潟市奨学金条例等の一部改正について

新潟市奨学金条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市奨学金条例等の一部を改正する条例

(新潟市奨学金条例の一部改正)

第1条 新潟市奨学金条例（平成19年新潟市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「5パーセント」を「3パーセント」に改める。

(新潟市社会人奨学金条例の一部改正)

第2条 新潟市社会人奨学金条例（平成20年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「5パーセント」を「3パーセント」に改める。

(新潟市入学準備金貸付条例の一部改正)

第3条 新潟市入学準備金貸付条例（平成23年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「5パーセント」を「3パーセント」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新潟市奨学金条例（以下「改正後の奨学金条例」という。）第16条第1項の規定、第2条の規定による改正後の新潟市社会人奨学金条例（以下「改正後の社会人奨学金条例」という。）第16条第1項の規定及び第3条の規定による改正後の新潟市入学準備金貸付条例（以下「改正後の入学準備金貸付条例」という。）第13条第1項の規定は、令和2年4月1日か

ら適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の奨学金条例第16条第1項の規定，改正後の社会人奨学金条例第16条第1項の規定及び改正後の入学準備金貸付条例第13条第1項の規定は，令和2年4月1日以後の期間に対応する遅延損害金の額の計算について適用し，同日前の期間に対応する遅延損害金の額の計算については，なお従前の例による。

第1条 新潟市奨学金条例（平成19年新潟市条例第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（遅延損害金）</p> <p>第16条 奨学金の貸付けを受けた者が奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額に年<u>3パーセント</u>の割合を乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第17条～第18条（略）</p>	<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（遅延損害金）</p> <p>第16条 奨学金の貸付けを受けた者が奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額に年<u>5パーセント</u>の割合を乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第17条～第18条（略）</p>	

第2条 新潟市社会人奨学金条例（平成20年新潟市条例第8号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（遅延損害金）</p> <p>第16条 社会人奨学金の貸付けを受けた者が社会人奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額に年<u>3パーセント</u>の割合を乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第17条（略）</p>	<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（遅延損害金）</p> <p>第16条 社会人奨学金の貸付けを受けた者が社会人奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額に年<u>5パーセント</u>の割合を乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第17条（略）</p>	

第3条 新潟市入学準備金貸付条例（平成23年新潟市条例第5号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条～第12条（略） （遅延損害金）</p> <p>第13条 市長は、借受者が入学準備金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から入学準備金を返還した日までの期間の日数に応じて、返還すべき入学準備金の金額に年<u>3パーセント</u>の割合を乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する遅延損害金を徴収するものとする。ただし、遅延損害金の金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第14条（略）</p>	<p>第1条～第12条（略） （遅延損害金）</p> <p>第13条 市長は、借受者が入学準備金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から入学準備金を返還した日までの期間の日数に応じて、返還すべき入学準備金の金額に年<u>5パーセント</u>の割合を乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する遅延損害金を徴収するものとする。ただし、遅延損害金の金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第14条（略）</p>	

(5) 新潟市教育長等の給与の特例に関する条例の制定について

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症の発生は、国内景気の急速な悪化など、地域経済に極めて深刻な影響を与えており、民間賃金においてもベース改定の見送りや定期昇給の抑制、一時金の削減などの動きにつながる事が予想される。

本市としても、職員が一丸となって、その対策に取り組む姿勢を示すとともに、今後想定される当該感染症に係る対策費用の一部に充てることを目的として、教育長、常勤の監査委員及び水道事業管理者の俸給月額を減額するため制定する。

2 提案内容

教育長、常勤の監査委員及び水道事業管理者の俸給月額を令和2年8月1日から同年12月31日までの間、100分の10に相当する額を減じて支給する。

3 施行期日

令和2年8月1日

議案第 号

新潟市教育長等の給与の特例に関する条例の制定について

新潟市教育長等の職員の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市教育長等の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年8月1日から令和2年12月31日までの間（以下「特例期間」という。）における教育長、常勤の監査委員及び水道事業管理者（以下「教育長等」という。）の給与の支給額を減額するため、新潟市教育長の給与に関する条例（平成26年新潟市条例第75号。以下「教育長給与条例」という。）、新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例（昭和35年新潟市条例第25号。以下「常勤監査委員給与条例」という。）及び新潟市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和41年新潟市条例第64号。以下「水道管理者給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(俸給月額の特例)

第2条 特例期間における教育長等に対する俸給月額の支給に当たっては、教育長給与条例第3条、常勤監査委員給与条例第3条及び水道管理者給与条例第3条に規定する当該俸給月額から、当該俸給月額にそれぞれ100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(6) 新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例の制定について

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症の発生は、国内景気の急速な悪化など、地域経済に極めて深刻な影響を与えており、民間賃金においてもベース改定の見送りや定期昇給の抑制、一時金の削減などの動きにつながる事が予想される。

本市としても、職員が一丸となって、その対策に取り組む姿勢を示すとともに、今後想定される当該感染症に係る対策費用の一部に充てることを目的として、管理職手当を減額するため制定する。

2 提案内容

管理職手当について、令和2年8月1日から令和2年12月31日までの間、管理職手当を支給されている者に対して100分の20に相当する額を減じて支給する。

3 施行期日

令和2年8月1日

(参 考)

- 減額後の支給額は次のとおり。

管理職手当影響額（減額前後）

	【減 額 前】 月 額 (令和2年4月実績)	【減 額 後】 月 額 (実績ベース予測)	月額差額	【影 響 額】 5 か月分 (R2.8~R2.12)
管理職手当 金額	47,027,105 円	37,621,684 円	▲9,405,421 円	▲47,027,105 円
対象者人数	777人	777人	—	—

議案第 号

新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例の制定について

新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年8月1日から令和2年12月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員等（職員及び教育職員をいい、医師その他規則で定める職員を除く。以下同じ。）の管理職手当の支給額を減額するため、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）及び新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）の特例を定めるものとする。

(管理職手当の支給の特例)

第2条 特例期間における新潟市給与条例第21条第1項（新潟市教育職員給与条例第19条の規定により準用する場合を含む。）の規定により管理職手当を支給される職員等に対する管理職手当の支給に当たっては、新潟市給与条例第21条第2項（新潟市教育職員給与条例第19条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新潟市給与条例第21条第2項の規定により定められる額から、当該額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

報 告

○令和2年5月議会臨時会 一般会計補正予算について（教育委員会分）

項目	補正額 単位：千円		
	事業費	特定財源（国）	一般財源
感染症対策			
○学校園における感染症対策			
・マスク，消毒液，非接触型体温計，除菌のためのゴム手袋及びペーパータオルなどの保健衛生用品の購入	89,000	47,000	42,000
(内訳)			
小中高特	84,000	42,000	42,000
幼	5,000	5,000	0
令和2年5月1日付け，市長専決処分			
子どもたちの「学びの保障」			
○ICT環境の整備			
・令和5年度達成としていた，義務教育段階の「1人1台端末」の整備を前倒し	61,421		61,421
台数 約61,000台 (小学校1年生～中学校3年生まで)			
金額 5年(60か月)リースのうち，今年度分として <u>3か月分</u>			
(参考) 当初 + 補正	94,143		94,143

新潟市教育委員会
障がい者活躍推進計画（案）

令和2年4月

目 次

I	策定にあたって	1
1	策定主体	1
2	計画期間	1
3	計画の周知および公表	2
II	教育委員会における障がい者雇用等の状況	2
1	障がい者雇用率の状況	2
2	職員アンケート結果	2
III	障がい者の活躍推進に向けた取組	4
1	推進体制の整備	4
2	職務の選定・マッチング等	6
3	職場環境の整備	6
4	職員の採用・育成等	7
IV	数値目標	8

「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、または機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。

新潟市教育委員会障がい者活躍推進計画

I 策定にあたって

新潟市教育委員会障がい者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、令和元年6月に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」、ならびに厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下、「障害者活躍推進計画」）として策定するものです。

障がい当事者の視点に立つとともに、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に掲げる「全ての市民が障がいの多様性を認識し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解すること」との基本理念を踏まえ、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでいきます。

令和2年4月1日
新潟市教育委員会

1 策定主体

本計画の策定にあたっては、障害者活躍推進計画の策定主体が任命権者ごとと定められていることから、教育委員会が策定しますが、これに基づく取り組みは、市長部局と連携しながら実施します。

2 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。
なお、計画期間内においても、毎年度、取り組み状況等を確認・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の周知および公表

本計画は、庁内掲示板への掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、市のホームページにも掲載するなど、適切な方法で公表します。

II 教育委員会における障がい者雇用等の状況

1 障がい者雇用率の状況

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、「自ら率先して障害者を雇用する（中略）ように努めなければならない」とされ、障がい者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。

教育委員会における、令和元年6月1日現在の障がい者雇用率は以下のとおりです。

法定雇用率	障がい者雇用率の 算定基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率
2.4%	4,260人	97.5人	2.29%

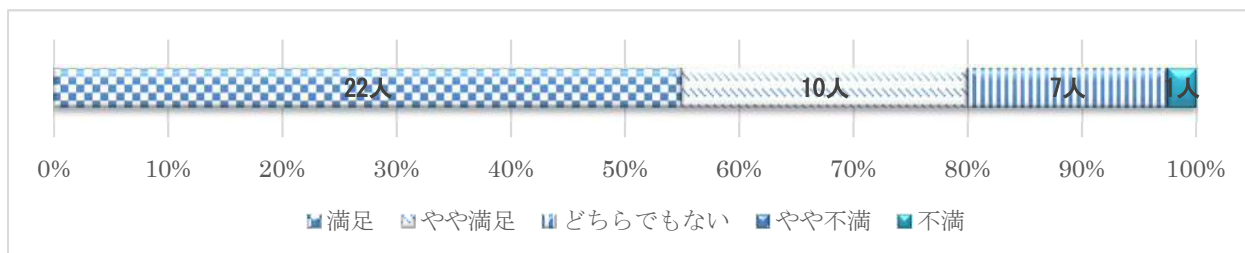
2 職員アンケート結果

障がい当事者の目線に立った、働きやすい職場づくりを進めるため、障がいのある職員を対象にアンケートを実施しました。

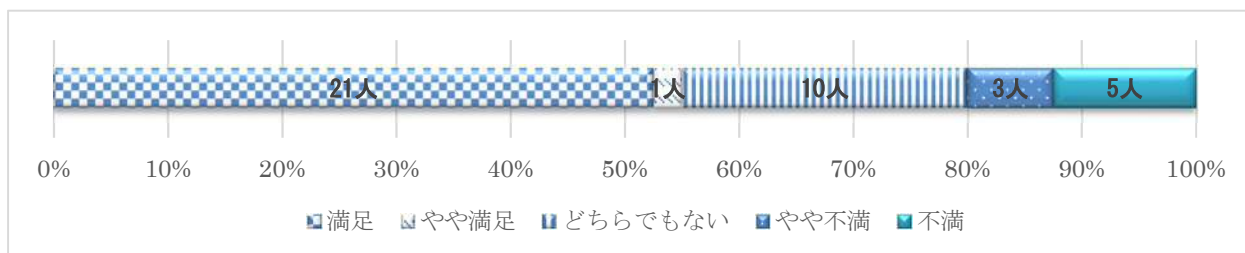
- ① アンケート名
「職場等の満足度に関するアンケート調査」
- ② 対象者
身体障がい、精神障がいまたは知的障がいを有する職員 合計75名
- ③ 実施期間
令和2年3月23日から同月27日までの間
- ④ 回収状況
対象者に調査票を配布し、40名から回答（回収率53.3%）

⑤ アンケート内容

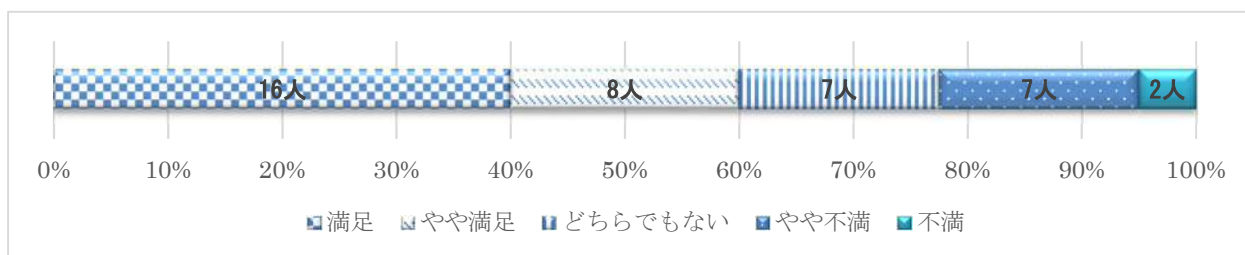
【問1】現在働いていることについての全体評価について



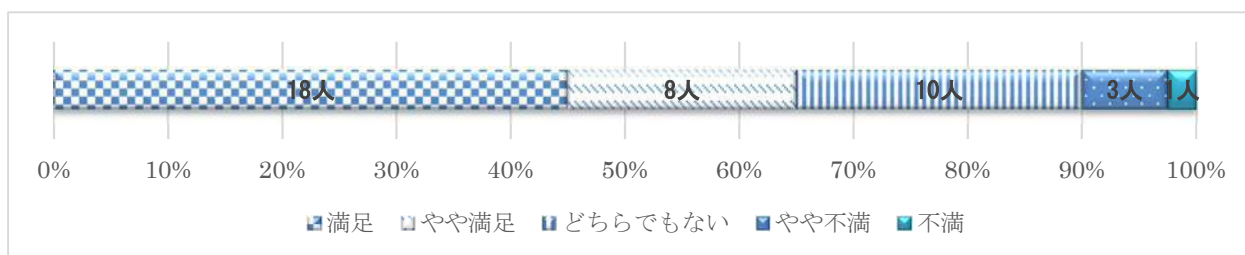
【問2】現在の仕事内容について



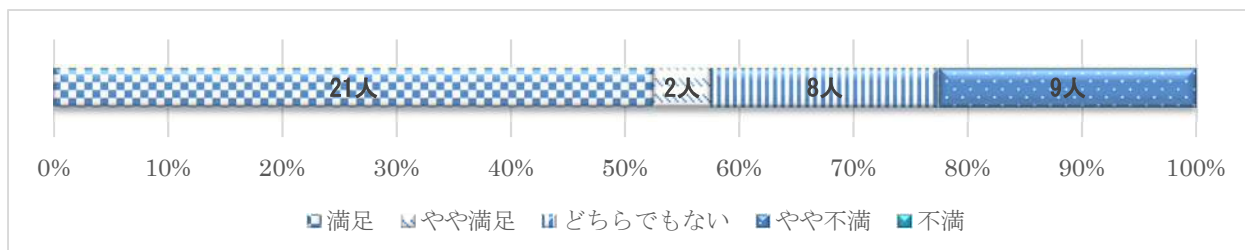
【問3】現在の業務量について



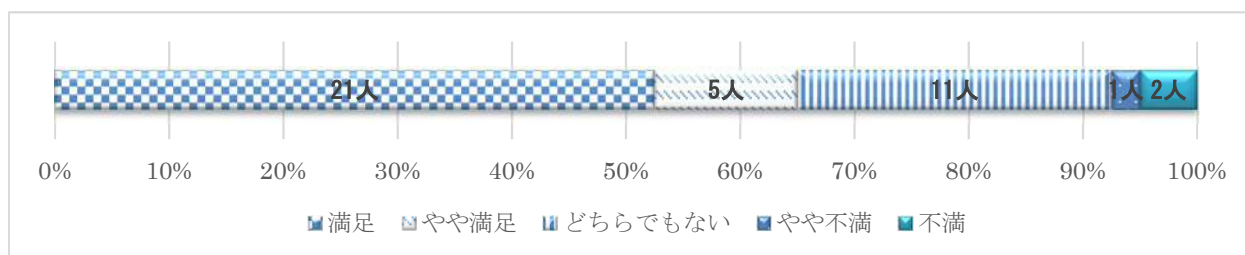
【問4】物理的な作業環境（休憩スペース、導線の確保など）について



【問5】相談体制等の職場環境（遠慮なく相談できる環境、相談方法の周知、定期面談の実施など）について



【問6】勤務する上での障がいへの配慮（障がい特性に合った業務分担・業務指示、通院への配慮、勤務時間の調整など）について



【アンケートにおける改善を求めた主な意見】

- ・定期的な面談を行って欲しい。
- ・学校現場、施設のバリアフリー化を進めて頂きたいと思う。階段に昇降機があるとありがたい。
- ・定年退職後も働く場所があると大変ありがたい。今の配慮に感謝している。働く場所があり、やりがいを感じる

Ⅲ 障がい者の活躍推進に向けた取組

1 推進体制の整備

(1) 基本的な考え方

障がい者の活躍推進に向けた取組を持続的・継続的に進めていくためには、推進体制をしっかりと整備し、計画策定から取組の推進・見直しについて、PDCAサイクルを確立する必要があります。

また、障がいのある職員や職場の管理監督者等が相談できる体制を整えるとともに、すべての職員の障がい理解を深めていくことが重要です。

(2) 取組内容

① 推進体制の整備

ア 「障がい者雇用推進者」の選任

教育総務課長及び学校人事課長を「障がい者雇用推進者」として選任し、取組を推進します。

② 職員アンケートの実施等

ア 職員アンケート等の実施

障がい者の活躍推進に向けた取組等について、障がいのある職員に対するアンケート等を実施し、意見を取組へ反映します。

イ 障がい者の活躍推進に関する検討チームの設置

教育委員会内に関係課長等で構成する障がい者活躍推進検討チームを設置し、取組状況、課題を検証します。

③ 相談先の確保等

ア 「差別相談専門窓口」及び「庁内相談窓口」の配置

障がいのある人に対する差別の解消を効果的に推進するため、市の障がい福祉課や障がい者機関相談支援センターを設置しており、障がいのある人またはその家族、支援者、事業者からの相談を受け付けています。

また、庁内にも障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口を教育委員会内に設置します。相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、産業医とも連携を図ります。

<庁内相談窓口>

所属先	相談窓口
事務局職員	教育総務課
学校職員	学校人事課

イ 国等の機関における相談窓口の活用

新潟県労働局に設置されている「職場適応支援者」による相談窓口等についても、職員に周知し活用を促進します。

④ 障がい理解の促進

ア 職員研修所における研修の受講

職員研修所において実施される研修を受講し、不利益な取り扱いの禁止や合理的配慮の必要性をはじめとした障がい理解の促進に向けた講座を設定し、職員の理解の深化を図ります。

2 職務の選定・マッチング等

(1) 基本的な考え方

障がいのある職員の活躍を推進していくためには、職員一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を十分把握し、総合的に検討して業務との適切なマッチングを図っていくことが重要です。

(2) 取組内容

ア 採用前面談の実施

採用試験申込時に、仕事の際に必要な配慮や通勤が可能な勤務地等を確認するなど、障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を踏まえ、適した業務等を確認します。

3 職場環境の整備

(1) 基本的な考え方

障がいのある職員が安心して働ける環境を整え、能力・意欲を最大限発揮していくためには、施設や就労支援機器等の整備のほか、管理監督者による障がい特性等の把握を通じた合理的配慮の提供を行う必要があります。

(2) 取組内容

ア 施設の整備

障がい特性に配慮し、多目的トイレ、スロープ、エレベーター、休憩室等の施設を整備します。

イ 就労支援機器等の整備

音声読み上げソフトや画面拡大ソフト等の就労支援機器や、リーディングアシスタント等の補助者の配置など、障がい特性を踏まえた体制整備を推進します。

ウ 管理監督者との面談の実施

人事評価や自己申告書提出時または本人の希望があった際における、所属の管理監督者による面談等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を把握し、働きやすい職場環境の整備に向けて、合理的配慮の提供を行います。

4 職員の採用・育成等

(1) 基本的な考え方

職員の採用等を行うにあたっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応します。

また、採用した後も、OJTや各種研修への参加などを通じて、計画的にキャリア形成を図っていくことが重要です。

(2) 取組内容

① 障がい者採用の取組

ア 募集案内時の対応

市のホームページに職員採用に関する募集案内等を掲載する際には、ウェブアクセシビリティの確保を図り、障がい者が必要な情報を得られるよう対応します。

イ 採用選考時の対応

拡大印刷や点字、筆談による対応のほか、面接時に就労支援機関の職員等の同席を可能とするなど、採用選考の実施にあたり、必要な配慮を行います。

ウ 配慮事項を考慮した職員配置

通勤手段や勤務場所等について、採用時に配慮事項を確認し、それらを考慮した職員配置を行います。

エ 採用時オリエンテーションの実施

採用時に行うオリエンテーションで、必要に応じて保健師との面談や、教育委員会で働く具体的なイメージを持つことができるよう先輩職員による業務説明の機会を設けます。

② キャリア形成に向けた取組

ア 研修を通じた能力向上

職員研修所の研修等を通じて、実務能力や専門性の向上を図ります。

イ 研修受講にあたっての配慮

視覚障がい者に対して資料を点字化したり、聴覚障がい者に対して手話通訳士が同席するなど、研修受講にあたり必要な配慮を行います。

③多様で柔軟な働き方の推進

ア 年次休暇の取得促進

ワーク・ライフ・バランスの実現等を図るため、年次休暇等の取得を促進します。

④人事配置等における配慮

ア 障がい特性等を踏まえた人事配置

所属の管理監督者による人事評価や人事評価とあわせた面談等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を把握するとともに、人事異動にあたっては、合理的配慮に基づく、業務との適切なマッチング等を図ります。

IV 数値目標

(1) 採用に関する目標

項目	現状	目標（期限）
障がい者雇用率	2. 29% (令和元年6月1日)	2. 5% (令和7年3月31日)

令和2年6月4日

新潟市教科用図書審議委員長 様

新潟市教育委員会
教育長 前田 秀子

2021年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、調査審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

2021年度使用教科用図書に関する資料の作成について

2 諮問理由

2021年度使用教科書の採択について、市立中学校、中等教育学校前期課程は全教科の採択、及び一般図書（特別支援学校・学級用）採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問します。

採択基準について

下記ア、イに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

ア 中学校、中等教育学校前期課程において2021年度に使用する教科用図書については、「中学校用教科書目録（2021年度）」に記載されている教科用図書のうちから採択する。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行う。

- ① 新学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること。
- ② 新潟市における学校教育の重点を各教科にわたって明確にとらえること。
- ③ 県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を基に、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行い、各教科書の特徴が明瞭になるような調査研究一覧表を作成すること。

イ 特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

(設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成 31 年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要

学校人事課

1 調査対象者

新潟市立小学校，中学校，特別支援学校，高等学校，中等教育学校の児童生徒，保護者及び教職員全員

2 調査期間

平成 31 年度（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

3 事実関係の把握と判断

「体罰等を受けた」「体罰等を見た」「体罰等を行った」と記載され，学校が体罰等の可能性があると報告した事案については，教育委員会が管理職から聞き取り調査を行い，事実関係を把握した上で判断をした。

なお，体罰等とは，「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」をいう。

4 調査結果の概要

校種		小学校		中学校		特別支援学校		高等学校		中等教育学校		計	
教育委員会への報告数		5	(7)	3	(6)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	8	(15)
内 訳	①体罰の数	2	(2)	1	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	3	(4)
	②不適切な言動及びいじめへの加担等の数	0	(1)	1	(5)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(6)
	③体罰ではないが適切さに欠ける指導の数	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(3)
	④不適切な言動及びいじめへの加担等ではないが適切さに欠ける対応の数	2	(1)	1	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	3	(2)

※（ ）内の数字は，平成 30 年度調査結果。

5 教育委員会に報告された事案への対応について

「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に当たると判断した事案（上記 4 の①②）については，教育委員会が当該職員に対して処分を行った（4 件中 1 件が懲戒処分，3 件が訓戒処分）。

「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に当たらないと判断した 4 件（上記 4 の③④）については，指導や対応に適切さを欠いているため，管理職が当該職員へ指導を行った。

6 体罰等の防止に向けた今後の取り組みについて

体罰等の未然防止に向けて研修資料を活用し，教職員に対する研修の充実を図る。

いかなる理由があろうとも体罰等は許されない非違行為であることを指導徹底する。また，体罰等の未然防止及び適切な対応に努めるとともに，学校体制の強化を進め，体罰等を許さない，見逃さない教職員の意識向上を図る。